

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会
町（校区）福祉推進委員会 選択・重点メニュー事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福祉のまちづくりをすすめていくうえで、地域住民の福祉意識をより一層高めるための諸活動を推進するために、その活動推進の主体となる町（校区）福祉推進委員会に対し助成金を交付し、その活動を支援することで、地域福祉活動の一層の推進と町（校区）福祉推進委員会活動の活性化を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、高砂市社会福祉協議会 町（校区）福祉推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

（助成の対象）

第3条 各地域の実情に合わせ独自の創意と計画に基づき、以下の活動を行い、助成を希望する委員会に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

- （1）住民の福祉意識啓発や情報提供を目的とした福祉講演会や研修会の開催
- （2）住民の福祉意識や要望をキャッチするための住民福祉意識調査の実施
- （3）住民への福祉情報提供や福祉意識啓発を目的とした広報誌の発行
- （4）世代間交流や地域内での町民運動会等ふれあいを目的とした事業の開催
- （5）福祉コミュニティづくりに向けての住民福祉懇談会の開催
- （6）地域ボランティアの養成に関する事業
- （7）介護者の家族の会等の当事者組織と協働して行う事業
- （8）福祉委員等の研修の一環として実施する福祉施設見学や福祉講演会等

（助成の内容）

第4条 社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、前条で掲げた活動を行う委員会に対し、1事業につき、要した経費の2分の1以内を申請に基づき助成するものとする。

2 前項の助成額は、年間10万円を上限とする。

3 委員会委員の食事代は助成の対象としないものとする。

4 委員会に対し年間の上限額を助成していない場合で、委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認める場合には、前条の活動を実施した小地域福祉部会に対して、同様に助成できるものとする。

5 協議会は、委員長の申し出によって、助成金を口座振替の方法により支払うことができるものとする。

（事業実施及び助成金交付申請）

第5条 この事業を実施し、助成を受けようとする委員長は、事業実施後、別紙「町（校区）福祉推進委員会選択・重点メニュー事業助成申請書（兼 選択・重点メニュー事業実施報告書）」（様式第1号）を協議会へ提出するものとする。

2 前条第4項により助成金の交付を受けようとする場合は、同様の様式にて、委員長より協議会へ申請するものとする。

3 委員長は、選択・重点メニュー事業以外の事業を実施したときは、別紙「町（校区）福祉推進委員会・行事（会議）報告書」（様式第2号）により協議会に報告するものとする。

(助成金交付決定)

第6条 協議会理事長(以下「理事長」という。)は、前条による申請があつた委員会に対し、交付の可否を審査決定のうえ、別紙「町(校区)福祉推進委員会選択・重点メニュー事業助成決定書」(様式第3号)により、委員長に通知するものとする。

(留意事項)

第7条 この事業を実施する委員会は、次に掲げる事項に留意したうえで実施するものとする。

- (1) 活動に伴う事故に備えて、ボランティア活動等行事用保険、ボランティア・市民活動災害共済等に加入すること
- (2) 活動上で知り得た個人情報には他に漏らさないこと

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
なお、施行後当面の間、従前の様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
なお、平成27年4月1日以降、施行日前については、改正後の規定と同様に取り扱うものとする。